

光明地域コミュニティ まちづくり計画書

平成17年3月



光明地域まちづくり協議会

私達の願いと決意

私達の住む光明地域は緑は少なくはないが、子供達が蝉を捕ったり遊んだりする神社の森やお寺の境内のような、世代を重ねながら継がれていく「ふる里のシンボル」的なものはない。戦時中軍需工場の社宅群建設のため御所川用水路の流域農地の一部（福井・亀井地区）が宅地になり、戦後の昭和38年頃、宝塚市の御所川用水路整備事業が進みはじめると、両岸農地に住宅地開発がはじまり光明町と未成町が成立した。その後小学校区の線引きにより県道塩瀬門戸の荘線と御所川用水路に挟まれた福井（亀井町）、光明町、小林四丁目（東半分）が光明小学校区範囲となった。すなわち、小学校区単位コミュニティエリアを形成した。

光明地区は平坦な土地で東端を「御所川」が南流しているだけの地域であります。いうなれば阪神間に位置する新興住宅地（つまりサラリーマン寝泊まり滞在型ベッドタウン）であります。現在この地域に開発初期から住み続けている人は殆どが高齢化し、老後はこの地域を「ついの栖」と考えています。また、この地域で生まれたり、育ったりしている次世代の人たちにとっては文字どおりの「ふるさと」であります。私達この地域の大人は次世代を受け継ぐ子や孫のために、このまちを「素晴らしい贈り物」として譲り渡せるまちに、そして今此処に住んでいる私達のためにも「宝塚市まちづくり基本条例」に則って、更に安全で快適なまちに創り上げたいと心から思っているところであります。

光明地域コミュニティまちづくり計画のコンセプト

光明地域の大特性は正味「ベッドタウン」そのものであり、地域内には医院、散髪美容院、クリーニング店、小売り店、郵便局、銀行など生活を支える利便的資源もととのっているが、当コミュニティが更に目指すべきは、「人々が安全に、生き生きと都市生活の出来るベッドタウン」であり、水と緑が豊かに、清潔で爽やかなまちで、そしてこれに加えて「まちづくりを支えてゆく健全な次世代が育つ」地域に成熟することであると認識しています。

しかしながら、コミュニティエリアは3町域で構成しており、それぞれに歴史と特性があり、ワンパターンの一色に塗りつぶすわけにはいきません。

まちづくり計画策定の精神として次の4点を大切にいたし、住民と行政のパートナーシップのもとに、先ず、安全且つ安心して暮らすことのできる魅力ある「人間サイズのまちづくり」に取り組みます。

1. コミュニティ内各町域ごとの特性を踏まえ、目指すべき将来像の具現策を立てる。
2. コミュニティ内各町域の共通点を捉え、その連携の相乗効果を生み出す。
3. 魅力ある「人間サイズのまちづくり」をモットーとする。
4. まちづくり計画提案書提出後においても見直し・修正等の検討は続ける。

光明地域コミュニティまちづくり計画の基本目標

光明地域コミュニティは戸建て住宅、集合住宅団地、分譲マンション、賃貸マンション等が密集する「住宅・マンション混在居住区地域」であります。したがって、地域まちづくり計画では「安全で安心して都市生活が出来る利便性に富んだ永住指向型のまち」を目指すのが当然であります。「親子代々が住み続けて生活の歴史を積み重ねながら‘成長する現代的ふるさと’の実現」を目標として、次の4項目を計画の柱といたしました。

1. 生き生きとした都市生活が出来るまち
 - ① 安全に暮らせるまち…交通安全、道路整備、バリアフリー化
 - ② 安心して暮らせるまち…防犯、防火、災害防止
 - ③ 利便性のあるまち…郵便ポスト、まちかど住所地図表示板

2. 清潔で爽やか、歩いて楽しくなるまち
 - ① 公園・花壇等を繋いだ散策道の確立整備およびマップ制作
 - ② 迷惑駐車・放置自転車防止、ゴミ散乱防止、飼い犬糞放置防止
 - ③ 屋外広告、看板、張り紙などの正しいルールによる規制
 - ④ 児童参加の花いっぱい運動推進
 - ⑤ ごんじょ川歩道優先の緑道に格付け整備
 - ⑥ ごんじょ川にブリッジパーク建設

3. 健康・福祉の問題を大切にするまち
 - ① 高齢者サロンの充実
 - ② 健康増進歩こう会、高齢障害リハビリ会の定期化と継続
 - ③ 高齢者世帯の見守りネットワークの整備
 - ④ 健康・福祉福祉資源のネットワークの構築
 - ⑤ 安心して、住み続けたいまち
 - ⑥ 勤務地で生活している息子達が必ず帰ってきてくれるまち

4. 健全な次世代の育つまち
 - ① 三世代ふれあいの場づくり
 - ② 小学校学外授業に地域の参加推進
 - ③ 子育て支援サロンの創設
 - ④ 子ども会組織の強化支援
 - ⑤ まち協活動への児童参加機会創出
 - ⑥ 小学校の防犯、安全育成への協力意識強化

	(大項目) 課題	主体	(中項目) 計画項目	達成目標期間	(小項目内容)	(別紙説明等) 備考
					具 体 的 実 施 策	
生 き 生 き と し た 都 市 生 活 が 出 来 る ま ち	安全・安心	協	街灯、防犯灯の整備充実をはかり、夜間の暗がり場所を無くする。 夜間の違法路上駐車の絶無をはかる。	急	・各自治会管理組合中心に街灯増設または照度アップ必要カ所を指定する。・各家庭の門灯、マンションの出入り口照明は出来るだけ深夜まで点灯に協力し、付近の暗がり・物陰の無いようにする。 ・道路の物陰になるような夜間路上駐車場の絶無を推進する。	
		協 官	道路の防災機能の見直し、災害発生時の避難路確立、道順矢印板設置 防災と避難についての講習会の開催(年4回)	急	・過去交通災害発生場所、将来発生可能場所に“災害注意”の標識を設置する。・災害発生注意マップ作成。・災害発生予告避難勧告サイレン装置の設置。・水害・火災・地震のケースに応じた町内避難路を指定、町内各所に掲示する。・特に町内一時避難場所の確保と、住民への徹底をはかる。 ・避難場所の指定・ネットワーク活用等については行政と十分協議をする。(学校・公設館だけでは駄目)	避難路・場所等は 浸水ハザードマップに 明示し住民に配布する
		官	災害避難所の機能充実を図る 津波・集中豪雨による浸水ハザードマップ作成	急 急	・光明会館に非常食・飲料水・毛布・医薬品等を備蓄し、救援センターとしての機能を確保する。 ・浸水予測区域・浸水程度・避難場所・避難経路を地域地図に示し、水害対策・情報の取り方を掲載する。	
		官 協 民 民	防犯意識の高揚及び通報連絡網・交番設置 行政警察と連携した防犯システムの整備 防犯・安全活動推進委員会を“まち協”に設置する 夕暮れ時早めのライト点灯運動	短 短 短 短	・アトム 110 連絡所表示プレートには点滅式豆ランプを取り付ける。・交番には支所を設け、地域から選出した補助員(指導員・数人交代制)を配置する。 ・各自治会・管理組合に防犯活動推進班を設ける。 ・日没前後の17:30(4月～9月)、16:30(10、11、12、1、2月)には車もバイクも点灯する。	
	官	光明町防災倉庫を防災拠点としての機能整備をする	短	・光明町第4公園の防災倉庫に100ボルト電源を引き込み防災拠点としての機能を持たせる。	現在電源なし	
	交通安全	官 協	歩車共用道路の歩行者安全確保 通学路の指定・交通制限の強化	急 急	・両側には必ず白線、横断場所にはゼブラマークおよび両側左右に夜間用回転式点滅灯を設置する。 ・通学路(学校中心 50～100 ㍎)は安全色舗装とし登下校時間帯に合わせ車両の通行制限を行なう。	
		官 協	車通行のための路面標識、注意標識および信号機、カーブミラー等衝突予防の環境整備 四つ辻での人身事故防止対策	急 急 急	・車両の速度制限標識の増設、横断カ所の路面マーク、信号機等の整備を行う。 ・朝夕ラッシュ時に交通指導員の配置をする。・運転者に対する“一旦停止”の厳守推進。 ・田上製麺前(御所排水 8 号機)四つ辻に信号機設置も含める。	
		官 協 協	車両運転者の安全マナー遵守強化対策 乗用車の路上駐車一掃対策の強化 交通障害行為、障害物の絶無運動強化	急 急 急	・交通指導員の増員配置と指導活動の工夫実行。 ・自治会管理組合による夜間または早朝の地域巡回と違法車のリストアップ実施。・付近住民からの情報も特に重視する。	まち協より要望書提出 随時警察に情報提供
		民 民	歩道乗り上げ駐車等の迷惑駐車一掃推進活動 乗り上げ駐車防止物の設置	急 急	・付近住民の情報収集の継続。・乗り上げ駐車防止のためのボラード設置等(歩行の妨げにならぬよう) ・路側帯、歩道縁石部分にフラワープランター等の設置を励行する。	
	幹線道路整備	官 官	市道 5009 号線(グルメシティ前東西線)の整備 県住小林団地入り口にカーブミラー設置	短	・歩道上の電柱を車道側縁端部に移設する。・北側の歩車共用路面に歩道用ホワイトラインを引く。 ・グルメシティ～光明第 3 公園の横断歩道部分にゼブラマーク、夜間用回転式点滅ランプを設置する。	
官		市道中野線(合田外科前東西線)の整備	短	・小林 5 丁目交差点より東へ 82 ㍎ の間に作られている歩道は路面は不規則段差・凸凹多数のコンクリート粗打設で甚だしく粗悪なので高齢者の歩行は勿論、車イス・自転車の通行が困難。改善改修を要する。		
官		市道 262 号線(福井郵便局前南北線)整備	短	・路面勾配が東端下がりで 2° ～6° ある。車いす通行は勿論、高齢者歩行にも稍難渋する。路面が水平になるよう改修を要する。距離約 200 ㍎。		
日常生活路整備	協	福井町内・光明町内・小林 4 丁目内	短	・3町内とも舗装は傷み、各種マンホール蓋面を路面との段差。路面凸凹、アスファルト舗装の継ぎ目段差が生じてきている。溝の手摺りの腐食、溝蓋の変形・欠落も多く不安全感が増えている。改修・補修を要する。 ・御所排水 4 号橋を北に移設し 2271 号線(光明町内)と連結し安全性と利便性を向上する。	自治会管理組合の調査 リスト別添	
	官	市道 2271 号線の整備	短			
利便性の向上	官	郵便ポストの増設1カ所 住所地図地番表示板の整備	短	・郵便ポストを光明町自治会館敷地内に1カ所増設。・街並み1ブロック(約10軒)の街角に地番の表示板を整備し、表示板には付近の道路図も表示する。		
	協	FAX による民官情報連絡のネット化	短	・自治会・管理組合の会長等運営責任者宅の FAX と市当局間に連絡用 FAX ネットを構築する。		
市民活動	民	コミュニティ内バリアフリー活動の推進継続	～	・超高齢社会の到達間近に備え、自治会管理組合単位で町内の僅かの障壁カ所でも工夫改善していく。	まち協の重点活動とする	

	(大項目) 課題	主体	(中項目) 計画項目	達成 目標期間	(小項目内容) 具 体 的 実 施 策	(別紙説明等) 備 考
	清 潔 で 爽 や か 、 歩 い て 楽 し く な る ま ち	環境整備	協 協	ゴミステーションに関して環境上の改善を図る 景観を保つためのゴミステーションの移設	短 短	・カラス・猫によるゴミの散乱防止対策を工夫する。・ゴミ出し(粗大ゴミ含む)マナー、ルールへの遵守励行。 ・ごんじょ川沿いのゴミステーション 14カ所の位置と数との見直しによる統廃合ならびにステーションの構造改善。
協			通行妨害行為の絶無運動	短	・粗大ゴミ放置、ポイ捨て、違法・迷惑駐車、廃棄車両放置、放置自転車の根絶運動の推進。 ・定期的および抜き打ちパトロールの実施。住民の情報提供奨励。・ポスター作成。	実施要領書作成予定
協			道路および周辺の美化	中	・過剰屋外広告物・看板の自粛運動の推進。・町内清潔パトロールと日誌の公開活動。・清掃活動日特定	実施要領書作成予定
快適空間の創出		協 民 協	緑の演出活動の推進 公園と道づくり、花いっぱい運動を推進する会の結成 公園と花壇とごんじょ川を繋いだ散策路の確立・整備	中 短 中	・各戸口から公園までの緑の連続の実現をはかる。 ・散策路には車両の通り抜け通行の制限を行い高齢者・幼児親子などの安全をはかる。散策路マップ作製。	
		官 官 協	御所用水路西岸歩道を緑道に格付け、整備する 福井町 1,2 の水路南岸歩道を緑道に格付け、整備する 地域に合計長さ 500 ㍎の安全散策路を格付け整備する	中 中 中	・雨水透過機能のある路面舗装を施行する。・道路両側の緑化を図る。切り株タイプの腰掛け等を備えた休憩ス ポットを適当カ所に設置する。・車両通り抜け制限する。・夜間照明の整備。・車両の進入抑制路面加工。・要所 にカーブミラーの設置。	
公園の整備		協 協	光明町 1,2,3,4 公園、宝塚光明住宅公園の整備 川沿い歩道、街並み歩道等を緑地に転用し、公園緑地面積を 8300 ㍎から 18,265 ㍎と倍増する	中 中	・光明町第 4 公園と光明住宅公園の連結を進めていく。 ・緑道に転用する面積 6,920 ㍎、御所用水路等の水面 3,045 ㍎の合計面積 9,965 ㍎は、公園化(公園に準ず る)された癒しの場所が創出されたことになる。・カーブミラー、簡易腰掛け、道順矢印標識、舗装等整備。	
		民 民	街角花壇、街並みガーデン、オープンガーデン等の 花づくり活動の推進 県営小林団地内の花回廊の活性化運動	短 短 短	・ガーデンづくり参加者の募集。・ガーデン、花壇、公園を結ぶ散策路の確立。 ・現存の「グリーンフラワークラブ」「ねぎぼうずの会」「公園を考える会」等の諸グループの支援育成。 ・花回廊フェスティバルの開催(年 2 回)・写真撮影会の開催。・子どもスケッチ大会の開催。	支援育成要領検討中 ○ <u>団地ガーデン回遊マップ</u> 別添
		協 協 協 協	福井公園の整備 光明第 3 公園の整備 光明第 4 公園の整備 光明第 2 公園の整備	短 短 短 短	・青少年対象キャンプ体験広場、児童対象冒険広場などの設営の出来る環境整備をする。 ・幼児あそび場の安全および緊急時対策の確立をはかる。(グルメシティ買い物客随伴幼児) ・ピオトープ等児童の自然観察、バドミントン、ローンテニス、グラウンドゴルフ などの目的別使用の出来る環境整備。 ・遊具優先設置状態から草花育成と憩いの楽しめる公園に変化移行する。	こどもの居場所作り (柱 4 関連)
ブリッジパーク建設		官	御所排水 9 号機、7 号機位置に親水スポット計 2 カ所建設 御所用水路左岸道路は緑道とし車両通り抜け禁止する	中 中	・御所排水 7、9 号機を改造、屋根付きブリッジパークをつくる。水面覗き開口、照明、椅子・テーブル整備 ・水路に低水位敷きを構築。・水面への昇降階段を設置。・魚類用ワンドの構築。・イベントの開催。	
		協	福井公園⇄ごんじょ川⇄亀井公園 遊歩ゾーン 整備	中	・福井公園と福井町 12 南側東西 90 ㍎とブリッジパークと亀井公園を緑道連結する。・連結道にははずらん灯を 設置。・亀井公園はホテルランドにする。・ブリッジパークに鯉の観察・餌投与用開口を設置。	
屋外イベント実施		民 民 民 民	御所用水路および西側緑道をベースにしたイベント 光明第 3 公園にて夕涼み夜店の集いを開く 福井公園、光明第 4 公園にて桜花見、月見イベント コミュニティ内遊歩会	短 短 短 短	・ブリッジパークを中心に、川まつり、写真撮影会、夕涼み大会等の実施が出来る環境整備を行う。 ・北向かいのグルメシティと協働したイベントが出来るよう環境を築いて行く。 ・駐輪スペースの整備等環境整備を行う。 ・季節毎(年 4 回)散策路を歩く。・コミュニティ内花壇・ガーデンの他に名所(地藏尊、老木、石碑など)をつくる	実行委員会方式とする
ゴミの減量活動		民 民	自治会にて生ゴミのコンポスト化を推進する運動 ゴミのリサイクル、コンポスト化をコミュニティビジネスとする	～ 短	・生ゴミは庭の土中に埋めるか、コンポスト容器を利用して花づくりの肥料に再生する。 ・循環型社会システムづくりの一環として自治会単位で知識経験者有志を中心にコミュニティビジネスを設立する	NPO として立ち上げる
犬猫の糞害撲滅		民 官	犬の散歩マナーを飼い主に徹底する運動の推進 宝塚市猫の飼育ガイドライン(条例)を設ける。	短 短	・自治会で抜き打ち的に糞放置状況の調査し、記録を自治会回覧にて公表する。・糞害オンブズマン組織をつ くり、その存在を町内に公表し、まち協が保障する。・一般住民からの個人的情報を尊重し、情報源の守秘は徹 底する。 ・捨て猫から増え続ける野良猫の無制限繁殖を、保健所と住民協力で「地域猫」と位置づけ繁殖を抑える。 ・横浜磯子区猫のガイドライン、ワセダ地域猫の会、等を参考に「地域猫計画」を進める。	

健康・福祉の問題を大切に するまち	(大項目) 課題	主体	(中項目) 計画項目	達成 目標期間	(小項目内容) 具体的実施策	(別紙説明等) 備考
	健康・福祉の問題を大切に するまち	健康生活環境の 整備	協 官 民	健康づくり活動の推進 健康づくり推進員(リーダー)の確保 歩こう会活動・スポーツ活動等の推進	～ ～ ～	・年齢層に合わせた健康クラブを結成し、それぞれに適合した内容の活動をおこなう。 ・市または社協主催の講習会(1～2日程度)を各地域毎に繰り返し開催する。受講終了証発行。 ・現在実施継続中のものを更にひろげる。・活動場所の確保を工夫する。
民 民 民 民 協			健康体操の体験・健康食の調理講習会の開催 医療の受け方、薬・栄養剤・食品の選び方講習会開催 高齢者向け転倒予防・事故防止の講習会開催 介護保険制度のしくみと利用の講習会開催 健康福祉事務所(宝塚保健所)との情報交換の推進	～ ～ ～ ～ ～	・福祉部の事業計画として定着させる。 〃 〃 〃 ・年4回程度の地区別連絡会を開く。	
民 官			開業医・歯科医・鍼灸整体師などの地域とけこみ推進 ディサービス施設とグループホーム・宅老所との連携強化	～ ～	・まち協よりの呼びかけ ・行政より指導をして貰う。	
支え合いの 福祉環境の整備		民 民 民 協 民	コミュニティ内の老人会、PTA、子ども会の連携の強化 地域各ボランティアグループ同士の連携の強化 民生委員、補導委員、自治会、ボランティアの連携強化 地域老人会と社協在宅福祉課との連携強化 隣近所助け合い運動の推進	短 短 短 短 ～	・地域行事。まち協理事会などの機会を通して互いに情報交換を行う。 ・地区民生児童委員協議会の前向き姿勢が必要。 ・情報交換の機会を増やすことに工夫努力する。 ・自治会中心の事業とする。	
		協 民 官 協 官 民	地域に地区ボランティアセンターを設置する 地域に高齢者グループホームをつくる まち協福祉部に相談窓口を設ける 地域のボランティア発掘、育成の推進をする まち協福祉部を地区社協に位置づけ組織する 地域コミュニティ・ビジネスの創出立ち上げ支援活動	中 中 短 ～ 中 ～	・社協の地区センター(宝塚市内7カ所)には必ず設ける。・センター運営には地域住民が参加する。 ・独居老人の支え合い拠点とする。・行政は一般民家の貰い上げ(又は借り上げ)を助成する。 ・市または社協より相談専門員を派遣する。(巡回式) ・市、社協、介護保険事業者等による講座を数多く開講する。・専門分野修了者には称号を与える。 ・他市(西宮市、伊丹市等)を参考に推進する。・各地区社協は社協地区センターで統括する。 ・宝塚 NPO センターと連携する。	査定には地区社協参加
ふれ合い拠点の ネットワーク化推進		官 協 官 民 民	高齢者対象施設と宝塚保健所の連携推進 公設ミニディと地域ボランティアとの連携 高齢者・子どもの複合拠点の創設 高齢者と子どもとの協働の園芸場所の創出 ふれ合いサロンの増設 〃 〃 異世代間交流会実施回数を更に1回増やす	短 ～ 短 短 短 短 短	・保健所員の巡回訪問と情報交換。 ・まち協福祉部とミニディとの情報交換を密にする。 ・青少年健全育成活動(特に勉強会など)の拠点とする。 ・まち協福祉部と自治会、地域園芸クラブにて協議立案する。 ・高齢者対象週一回開所型いきいきサロン2カ所増設 ・高齢者対象月一回開所型いきいきサロン1カ所増設 ・既成の伝統的年間行事と異なるタイプ・内容のものを工夫する。	社会福祉協議会の 支援を期待する
バリアフリー化 活動の推進		協 協 民 協	屋内、屋外、道路における段差解消運動の推進 建物の内外を問わず要所に手摺りの取り付けを推進 カーボランティア グループの育成 道路の車いす通行に対する障害因子除去運動の推進	短 短 短 短	・高齢者の社会参加活動活発化をはかるための利便性向上を目的。 〃 〃 〃	
元気アップ活動		民 民 民 民	付近自然観察歩こう会の実施 地域名所選定下見歩こう会の実施 ナツメロ歌唱大会などの実施 地域老人クラブの充実運動(市老連との連携)	～ ～ ～ ～	・四季の変わりめ毎に実施(年3～4回)。・地域の四季写真集の編纂。・写真展の開催。 ・青少年育成文化教養部事業に参加。 ・閉じ籠もり老人のふれ合い参加呼びかけ活動も兼ねる。・高齢期のボケ防止行事とする。 ・加入者(特に男性)の増員運動の努力活発化。・元気老人を掘り起こし、クラブ活動を活性化する。	

健全な次世代の育つまち	(大項目) 課題	主体	(中項目) 計画項目	達成目標期間	(小項目内容) 具体的実施策	(別紙説明等) 備考
	健全な次世代の育つまち	健全育成環境の整備	民	まち協組織に「青少年育成文化教養部」を増設する	短	・文化教養活動および地域青少年育成を目的に、行事部・環境部・福祉部 から独立して事業を行う。
民			三世代伝統行事ふれ合いの場づくり活動の推進 小学校との連携活動推進	～ ～	・凧揚げ大会、雛祭りの集い、子供の日行事、地域盆踊り、敬老の日行事、地域餅つき大会などの実施 ・社会科タウンウォッチング指導等。・街の先生登録と活動。・育成会児童との交流と見守り。・地域に於ける挨拶習慣の励行運動。・現行「まちづくり家族運動会」を小・中・高校にアピール更に三世代交流を推進。	
協 民 民 民			小学校との児童健全安全育成連絡会の更なる強化 子ども会組織の強化支援 PTA、子ども会と地域老人会の交流活動推進 児童とディサービス施設・宅老施設との交流促進	～ ～ ～ 民	・現行のものに 子ども向け小売業者、駄菓子・玩具店、本屋、自転車店等の経営者も含める。 ・両親共働きによる弱体化の補強対策を策定する。 ・土曜・日曜を利用した短時間連絡会を定期的に開く工夫をする。 ・一時的訪問・見学でなく、施設利用者との交流が継続するように施設側と協働する。	
協 協 官 協			子育てサロンの創設と支援 主任児童委員、補導委員と地域の連帯活動の強化 地域子育てサポートセンターの設立推進 週休2日の地域特性型有効育成プログラムの策定	～ ～ ～ 短	・児童館との連携を強化する。市側専門員の巡回派遣を可能にする。 ・児童虐待、子ども同士の虐めについての具体的情報の交換をし、適切な処置に繋ぐ。 ・地域に設置し、保健所・福祉事務所子ども室・児童相談所・人権擁護委員との連携効果を期待する。 ・地域特性に合った青少年育成基本的プログラムを策定、選択可能な多数ケース包含内容とする。	
大人と子どもとの交流の中での健全育成活動		民 協 民 官 官 民	子どもアンケート調査の実施 児童会の地域福祉施設年次見学の実施 公園を児童の自然観察学習の場とすることを推進する 福井公園に「冒険遊び場(プレイパーク)」を創る プレイリーダー複数人の確保	短 ～ 短 短 ～	・設問の主旨は「どんなまちにしたいか」。・PTA、子ども会の協力を得て実施する。・専門家に分析依頼 ・社会科の課外授業として、ディサービスセンター、宅老所等の見学を高学年児童対象に毎年実施する。 ・樹木名調査と名札掛け。・昆虫名、鳥の種類と名、の調査記録。・草花の観察と記録。などを実施。 ・小学校と相談して光明第4公園、福井公園にビオトープ池を創る。 ・文科省の「子ども居場所づくり新プラン推進事業」に対応して計画創造する。・自分の責任で自由遊び ・プレイリーダーの受講の奨励・支援をする。(受講料の補助なども含む)	市公園課施工 市公園課施工
		民 民 民 民 民 協	子ども会で「自分達で工夫した“おやつ”作り」会の実施 宝塚の民話を語る会の立ち上げ 宝塚の歴史勉強会の立ち上げ 地域の歴史探訪ウォーキングの実施 コミュニティ内名所選定委員会の設置 コミュニティ内樹木、野草、生物の図鑑作成	～ ～ ～ ～ ～ 短	・店頭販売の多品種のメーカー量産菓子ではなく、大人・年寄りに聞き、作り方の工夫し創造力を養う。 ・語り部の内容・順序・参加児童のレベルに応じた系統立ったプログラムの策定。 ” ” ・大人、子ども達とも郷土史の勉強と運動を兼ねる。 ・郷土の紹介事業に子どもの参加。・地域の名所、名物の来歴の学習をする。 ・市教育委員会の推進事業とする。・現役引退者、学識経験者の有志、学生・生徒・児童参加による「図鑑制作委員会」を設け青少年育成文化教養部の事業として継続させる。 ・子ども達に将来このような人になりたい、という気持ちを起こさせ、向上心を養うことを目的にする。	
		民	地域の著名人の「私の履歴」をテーマの話し会の実施	～		
子どもの非行防止		官 官 官 民	地域で孤立させない「親のカウンセリング」体制の整備 主任児童委員、補導委員の活動の支援 地域プレイパークに親が子どもと共に参加する体制作り 地域教室(前項に記載)をつくり子どもに好奇心を育てる	短 短 短 短	・児童相談所、保健所以前の立場の地域子育て支援センターの設置・民生委員、自治会の非行予見情報の提供等協力強化を推進する。 ・子どもに青空の下で伸び伸びと自分達で考えた冒険遊びの出来る場所を作る。(出来れば複数箇所) ・好奇心と明るい学習雰囲気子どもを素直にする。・最も大切な大人の参加協力を奨励する。	
子どもの虐待防止		協 官 官 官	児童虐待事実の発見情報の提供奨励 まち協・自治会への児童相談所員の巡回講座の強化 児童虐待を校区人権啓発推進委員会テーマに入れる 3歳児迄の保健所健診には「当まち協役員」が立ち会う	～ ～ ～ ～	・通告義務は守秘義務より法律的に優先することのPR強化。・知っており乍らの無関心を改める運動 ・児童相談所は一般住民の情報提供に協力して貰うための専門員の巡回講座を開く。 ・一般住民の理解と関わり方について更に学習を徹底する。 ・健診の時幼児虐待の痕跡が発見されやすいので対応が早くできる。	
地域マナー向上		民 民 民 民	児童と地域の大人との声かけ運動の励行 小学校の先生と地域住民との挨拶励行 地域児童育成会(学童保育)への更なる支援 保護者以外の地域住民の小学校授業参観の奨励	～ ～ ～ 短	・登下校中の子どもの安全につながる。 ・住民側が先生の顔を覚えて住民の方からの会釈励行。・一般住民は出来るだけ学校行事に顔を出す。 ・夏、冬、春休み 期間中の関わり方を更に工夫する。・活動状況は定期的に まち協に報告する。 ・小学校教育についての教師と地域との協力体勢の創出に努力する。	